

第5期介護保険料 について



介護保険の お知らせ

平成 24 年度から第 5 期剣淵町介護保険事業計画がスタートしました。

第 5 期剣淵町介護保険事業計画は、第 1 号被保険者数や認定者数、平成 21～23 年度の保険給付状況や今後 3 年間の保険給付費の推計、平成 24 年度介護報酬改定等を考慮しながら策定しましたが、第 1 号被保険者介護保険料は、30.2%の引上げになりました。

また、平成 24～26 年度の第 1 号被保険者介護保険料は、平成 21 年度から実施している「第 4 段階の軽減」に加え、低所得者の保険料負担に配慮し「第 3 段階」に新たな軽減率を設け、「全 7 段階」から「全 8 段階」に変更することにしました。

なお、平成 24 年度の保険料額は本人・世帯員の所得や課税状況等に応じ決定し、7 月に個別にお知らせします。

第 4 期 (平成 21～23 年度)		第 5 期 (平成 24～26 年度)		対象者
段 階	月額保険料 (基準額に対する割合)	段 階	月額保険料 (基準額に対する割合)	
第 1 段階	1,920 円 (0.50)	第 1 段階	2,500 円 (0.50)	生活保護受給者または世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者
第 2 段階	1,920 円 (0.50)	第 2 段階	2,500 円 (0.50)	世帯全員が町民税非課税で、前年合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下
第 3 段階	2,880 円 (0.75)	特例第 3 段階 (軽減)	3,250 円 (0.65)	世帯全員が町民税非課税で、前年合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円を超え 120 万円以下
		第 3 段階	3,750 円 (0.75)	世帯全員が町民税非課税で、前年合計所得金額+課税年金収入額が 120 万円を超える
特例第 4 段階 (軽減)	3,263 円 (0.85)	特例第 4 段階 (軽減)	4,250 円 (0.85)	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年合計所得金額+課税年金収入額 80 万円以下
第 4 段階 (基準)	3,840 円 (1.00)	第 4 段階 (基準)	5,000 円 (1.00)	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年合計所得金額+課税年金収入額 80 万円を超える
第 5 段階	4,800 円 (1.25)	第 5 段階	6,250 円 (1.25)	本人が町民税課税で、前年合計所得金額が 190 万円未満
第 6 段階	5,760 円 (1.50)	第 6 段階	7,500 円 (1.50)	本人が町民税課税で、前年合計所得金額が 190 万円以上

◇お問い合わせ先

健康福祉課福祉介護グループ (電話 34-3955)